資料２

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画策定の考え方について

平成 27 年３月に策定した現計画（「市子ども・子育て支援事業計画（こどもみらいプラン）」）は、次の２つを骨格としている。

① 平成 27 年度から 31 年度まで５か年の量の見込み（子どもの数＝需要）と確保方策（幼保施設等の利用定員＝供給）を見込んだ需給計画（法定）

② 次世代育成支援対策推進法に基づく、本市の子育て支援施策全般を総合的に盛り込んだ計画（任意）

現計画は、今年度で計画期間が終了することから、①については、次期（H32～36）の需給計画を、②についても新たな計画を策定するため、平成 30 年度実施の市民ニーズ調査結果等を踏まえ、現計画の総括・評価を行い、<u>年度内に新たな計画を策定</u>する。

１　計画の概要

⑴　法的位置付け

・　市は、国の定める基本指針に即して、５年を１期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとする。【子ども・子育て支援法第 61 条】

・　母子保健に係る施策等を包含した次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」とする。【次世代育成支援対策推進法第８条】

⑵　関連計画等との関係

「新・いわき市総合計画」を上位計画とし、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図る。

⑶　計画期間

５年間　（令和２（H32）年度から令和６（H36）年度まで）

⑷　計画の対象

概ね 18 歳未満の子どもとその家庭等を対象とする。

⑸　計画の策定作業

計画は、「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」)」に基づき、「いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で意見を伺いながら策定作業を進める。

２　計画に盛り込む内容

⑴　現状と課題

ニーズ調査や現計画の総括・評価等を踏まえ、現状及び課題を分析・検証する。

- 人口の現状（児童人口の推移と推計等）
- 婚姻、出生、就業率、母子の健康等に関する現状（国等の統計情報を活用）
- 教育・保育施設の現状（入所児童数、定員及び定員充足率等）
- ニーズ調査からみる子育て家庭及び母子の健康等に関する現状　　等

⑵　基本方針

国の定める基本指針、現計画などを基に、基本理念、基本目標及び施策体系について、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における意見等を踏まえ検討する。

⑶　子ども・子育て支援施策

国の基本指針、及び市の現状と課題等を踏まえ、具体的施策（新規及び既存施策）の位置付けを検討する。

⑷　需給計画等

市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針に基づき、本市の実情に応じた幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、５年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。

【需給計画の記載事項（法定）】

①　教育・保育の提供区域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定。

➢　現計画における教育・保育の提供区域は、地区保健福祉センター単位（平、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和、四倉・久之浜大久、小川・川前）で設定しており、次期計画でも継続する考え。

② 教育・保育の「量の見込み」・「提供体制の確保内容」・「実施時期」

・ 現在の「保育所・幼稚園・認定こども園、認可外保育施設等の利用状況（実績）」に、「利用希望（ニーズ調査等で把握）」 等を踏まえ、計画期間における「学校教育・保育の量の見込み（子どもの数＝需要）」を次の区分で設定。

○ 教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

認定区分	内容
1号認定: 3－5歳	・幼児期の学校教育のみ(教育標準時間認定) ⇒認定こども園、幼稚園に係る必要利用定員総数
2号認定: 3－5歳	・保育の必要性あり(満3歳以上・保育認定) ⇒認定こども園、保育所に係る必要利用定員総数
3号認定: 0／1・2歳	保育の必要あり(満3歳未満・保育認定) ⇒認定こども園・保育所・地域型保育事業に係る必要利用定員総数

・ 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）」及び「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）」による確保内容及び実施時期（確保方策）を設定。

③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「提供体制の確保内容」・「実施時期」

・ 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を設定。

・ H30 実施のニーズ調査結果に基づき、量の見込みを算出。また、見込値が実績と乖離する場合は、必要に応じた補正等を実施 など

④ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

・ 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携 など

⑤ 子ども・子育て支援施策に関連する事項

・ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する福島県との連携

・ 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 など

６　今後のスケジュール

月	内容	分科会
５月	現計画の総括・評価	第１回
６月		
７月	計画（たたき台）の作成	第２回
８月		第３回
９月	需給計画決定 計画（中間報告）の作成	
10 月		第４回
11 月		
12 月	計画（案）の作成～パブリックコメント	第５回
１月		
２月	第二次計画策定	第６回
３月		第７回